

甲府市大里窓口センターリノベーション業務  
要求水準書

令和8年5月

甲 府 市

# 目次

<b>1 業務名</b> .....	3
<b>2 業務概要</b> .....	3
(1) 目的.....	3
(2) 履行場所.....	3
(3) 履行期限.....	3
(4) 提案限度額.....	3
(5) 支払条件.....	3
<b>3 業務内容</b> .....	4
<b>4 企画提案を求める内容</b> .....	4
(1) 施設の概要.....	4
(2) 現状の課題.....	4
(3) 提案を求める内容.....	5
<b>5 留意事項</b> .....	5

## 1 業務名

甲府市大里窓口センターリノベーション業務

## 2 業務概要

本要求水準書は、甲府市大里窓口センター（以下、「本施設」という。）のリノベーションの実施にあたり、本事業を実施する法人等（以下、「事業者等」という。）が満たすべき水準及びその他必要な事項を定めるもので、本募集に応募する事業者等は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業を自由に提案できるものとし、本事業の実施期間にわたり要求水準を遵守しなければならないものとする。

また、甲府市（以下、「本市」という。）は、事業者の選定における審査条件として、本要求水準を用いるものとする。

### (1) 目的

本市においては、市内10か所に、市民が本庁舎に来庁せずに、身近な地域において様々な行政手続きをすることができる窓口センターを設置しているが、本施設においては、近年の国におけるマイナンバーカードの導入等により、窓口業務が煩雑化する中、窓口の構造や狭小なスペース等の問題から、空間マネジメントによりスペースの有効な活用を行うことで、必要な機能を満たしていく必要がある。

また、本施設は市民が日常的に利用する窓口であるため、リノベーションに伴う窓口サービスの中断期間は最小限にするとともに、地域コミュニティの拠点となる悠遊館と併設する複合施設であることも考慮する必要がある。

以上のことを踏まえ、本業務は、ノウハウなどを有する事業者等の視点から、価格のみならず、本施設が抱える課題を理解し、その課題解決のための手法の提案により、市民の利便性を向上させ、誰もが利用しやすい施設を目指すことを目的とする。

### (2) 履行場所

甲府市大里窓口センター（甲府市大里町3805番地1 地建工業 大里悠遊館内）

### (3) 履行期限

契約締結日から令和8年10月2日（金）までに引き渡すこと。

### (4) 提案限度額

7,502,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※提案限度額を超えた提案は、失格とする。

### (5) 支払条件

業務終了後、一括支払いとする。

### 3 業務内容

本業務は、この事業における目的（「2 業務概要」(1)で記載）を理解した上で、「4 企画提案を求める内容」(2)で記載している現状の課題を解決するための、次の業務を行うものとする。

- ①リノベーション業務計画書等（図面やイメージ図含む。）の作成
- ②業務計画書に基づく施工

### 4 企画提案を求める内容

応募する事業者等は、以下の(1)、(2)を踏まえ、(3)に示す提案を求める内容について、企画提案を行うこと。

#### (1) 施設の概要

施設名称	甲府市大里窓口センター（甲府市大里町3805番地1）
設置目的	行政手続きにおける市民サービス向上のため
建物形態	複合施設（地域コミュニティ活動を推進するための拠点である悠遊館と、地域の中心となる小学校が併設する複合施設）
運営形態	本市直営による
業務内容	住民票や印鑑証明、所得証明などの各種証明書の発行、マイナンバーカード更新手続き（一部）、税金等の収納業務、各種申請の取次業務
利用者	主にセンターが設置されている地域の住民
開設年度	平成18年度
開館日時	平日 8時30分から17時15分 (※悠遊館は、指定管理者による管理であり、利用時間は、9時30分～21時30分)
敷地面積	21,639.00㎡
総延床面積	322.57㎡

#### (2) 現状の課題

- (ア) マイナンバーカード業務等の増加により、必要な窓口数が確保できていない。
  - i) 窓口及び執務室スペースが狭小である。
  - ii) 窓口カウンターが高く、車イス等の来庁者への対応に支障がある。
  - iii) 窓口カウンターが小さく、業務に必要な暗証番号等を取り扱うためのスペースや、写真撮影のためのスペースの確保ができない。
- (イ) 悠遊館と窓口センターの入口部分が共用のため、出入りによる狭さや、入口ドアの開きづらさによる支障が生じている。
- (ウ) 悠遊館と窓口センターの複合施設であり、両機能のチラシ・ポスター等の掲示スペースが混在しているほか、当該掲示スペースが狭小。
- (エ) 窓口センター待合部分の狭さにより、車イスやベビーカー等による来庁者の

スペースをとることができない。  
 (オ) 窓口センター休止時における、市民サービスへの影響

### (3) 提案を求める内容

項目	内容
●実施方針	本業務の目的を踏まえ、どのような考え方で業務を進めていくのか実施方針を示すこと。
●業務実施体制	業務実施に必要な体制を、緊急時の対応も含めて示すこと。また、事業者と本市の明確な役割分担を示すこと。
●業務工程	業務全体の実施手順、各作業工程スケジュールを示すこと。
●安全管理方法	業務実施時の安全管理（併設する悠遊館利用者への安全配慮の方法も含む。）について示すこと。
●課題解決の方法	
①施設の空間マネジメント	窓口センター及び悠遊館との共用部の限られた空間を、効率的・効果的に活用するための方法及びイメージを分かりやすく示すこと。
②窓口カウンター部分の改善	車イス等で来所する利用者や業務を行う職員ともに、誰もが使いやすい窓口カウンターとすること。 （但し、窓口カウンター上に、業務に必要なセミセルフレジ、業務用端末等を配置するスペースの確保は必要。）
③入口部分の改善	高齢者、車イスやベビーカー等の来所者の誰もが使いやすい施設のドア機能や動線の確保策を示すこと。
④工期	施工時の窓口センター休止による市民サービスへの影響を最小限とするための実施期間を提案すること。
●業務実績	これまでの同種又は類似業務の実績とアピールポイントを記載すること。
●機能デザイン性	誰もが使いやすい施設として、デザインに偏ることなく、実用性のある機能を提案すること。
●独自提案	本市が示す要件以外で、事業者の特性を活かしたより良い提案があれば記載すること。（提案限度額の範囲内で実施できるものとする。）
●提案価格	提案限度額の範囲内で提案すること。 （限度額を超えたものは失格とする。また、市が別に定める下限額を下回った場合は、失格となる場合がある。）

## 5 留意事項

(1) 本業務実施にあたっては、窓口センターは、令和8年7月15日（水）から9月30日（水）までの間で休止期間（予定）とするが、施工期間が短縮できる場合は、それを妨げるものではない。

なお悠遊館については、休館は行わないものとするため、利用者への安全に十分な配慮を行うこと。また、2階以上の建物部分及び併設する建物が小学校施設であるため、そ

の点も考慮すること。

- (2) 本業務の実施にあたっては、事業に必要とされる関係法令等を的確に把握し、これを遵守するほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様（各工事編）」等、国が示す施設性能、設備設計、設備工事等に掲げる適用基準等に準ずること。
- (3) 本要求水準書に記載されている内容を遵守した上で、より良い独自提案がある場合は、企画提案書に記載すること。なお、提案については提案限度額の範囲内で実施するものとする。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び甲府市情報安全対策指針（情報セキュリティポリシー）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏洩してはならない。業務終了後においても同様とする。また、業務の履行による個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 本業務により得られた情報等は、市の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (6) 本要求水準書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても、状況に応じ市が本委託業務遂行上必要である業務については、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (7) 業務完了後に、工事検査規定に基づく資料を提出し、検査を受けること。その際に受託者の責任に帰すべき理由による不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な修正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (8) 荒天や災害等の不可効力により受託者に損害が生じた場合、受託者は本市に対して、その損害を請求することはできない。
- (9) 本業務実施にあたり疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本市と協議を行うこと。